

# 請 書

- 【1】業務内容 米倉山次世代エネルギーPR 施設「きらっと」受付業務委託  
(別紙仕様書による)
- 【2】契約単価 1日あたり 円  
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税 円)
- 【3】委託期間 契約日の翌日から令和7年3月31日
- 【4】委託場所 甲府市下向山町地内
- 【5】契約保証金 山梨県企業局財務規程第126条に基づき、山梨県財務規則第109条の2第6号の規定により免除
- 【6】契約解除 自己又は自社の役員等が、契約における排除対象者として山梨県が定めた「暴力団等」に該当することが判明したときは、契約解除の対象となる。
- 【7】その他 ①翌月に前月分の実績額を請求し、請求日から30日以内に支払う。  
②疑義が生じた場合は協議して定める。

上記のほか、山梨県企業局財務規程（昭和41年山梨県企業局管理規程第37号）及び山梨県財務規則（昭和39年山梨県財務規則第11号）熟知了承のうえ納入することをお引受けします。

令和6年 月 日

所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

山梨県公営企業管理者  
村松 稔 殿

# 仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、山梨県企業局が発注する米倉山次世代エネルギーPR 施設「きらっと」受付業務委託(以下「本業務」という)に適用する。

(履行場所および履行期間)

第2条 本業務の場所は「米倉山次世代エネルギーPR 施設「きらっと」(甲府市下向山町地内)とする。履行期間は、契約日の翌日から令和7年3月31日までの発注者が指定する日とする。一日の勤務時間は原則 9:30～16:30(内休憩1時間)とする。ただし、発注者の指示により勤務時間を変更する場合がある。なお、本契約は単価契約とし勤務実態を報告するものとする。

(業務内容)

第3条 本業務は「米倉山次世代エネルギーPR 施設「きらっと」」の受付業務を目的とする。主な業務内容は、受付、電話対応、来客者数管理、企業局新エネルギーシステム推進課との連絡調整とする。また、米倉山次世代エネルギーPR 施設「きらっと」の簡易的な維持管理および見学者案内補助も行うこととする。

(留意事項)

第4条 受付業務の際、見学者からの質問はわかる範囲で回答すること。不明なことは「米倉山次世代エネルギーPR 施設「きらっと」」職員および企業局新エネルギーシステム推進課へ問い合わせること。

(安全管理)

第5条 請負者は不測の事態に備え、簡易保険等に参加することとする。

(成果品)

第6条 請負者は出勤簿を作成し成果品として提出することとする。

(支払い)

第7条 請負者は出勤簿と一緒に請求書を提出することとし、月毎に支払いを請求できるものとする。

なお、この仕様書に疑問を生じたとき、あるいは不明な点が生じたときには、発注者と協議するものとする。